

## 会 議 録

会 議 名	平成30年度第2回野田市保健医療問題審議会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の別	野田市健康づくり推進計画21(第3次)の策定について (公開)
日 時	平成31年2月19日(火) 午後1時30分から午後2時まで
場 所	保健センター3階大会議室
出席委員氏名	金本 秀之、門倉 正樹、種村 伴子、秋田 茂、 清岡 智、渡辺 浩之、杉戸 一寿、中村 悦子、 高瀬 峰子、太田 央子、張替 洋子
欠席委員氏名	鈴木 隆一、小張 力、石塚 勝巳、太田 雅康
事務局等	鈴木 有(市長)、直井 誠(保健福祉部長)、中代 英夫 (保健センター長)、岡田 勇貴(保健センター長補佐)、 秋鹿 弥由紀(保健センター健康増進係長)、江原 由美子 (保健センター主査)、村山 佐知子(子ども支援主査)、 水川 知心(保健センター技師)、寺門 洋行(総務課長補 佐)
傍 聴 者	無し
<p>平成30年度第2回野田市保健医療問題審議会の会議結果(概要)は、次のとおりである。</p> <p>岡田保健センター長補佐 定刻となったので、平成30年度第2回野田市保健医療問題審議会を開催する。なお、会議録作成のため、録音することに御了解をお願いしたい。次に、資料の確認として、事前に委員に配布した資料、会議次第、席次表、委員名簿の公表についてである。委員名簿の公表については、議題終了後に、事務局より説明したい。議事進行については、野田市保健医療問題審議会条例第6条第1項の規定により、会長にお願いする。</p>	

(会長挨拶)

金本会長 委員定数15人のところ11人の出席があり、委員の半数以上が出席されているので、野田市保健医療問題審議会条例第6条第2項の規定により、本協議会は成立している。また、本審議会の公開及び傍聴については公開とする。本日、傍聴の申込みはなかったが、会議の途中に傍聴の希望があった場合には、5人以内で入室を認めることとする。始めに、鈴木市長より挨拶をお願いしたい。

(市長挨拶)

金本会長 議題に入る前に本日の審議方法について確認する。野田市健康づくり推進計画21(第3次)の策定についての審議が終了したところで答申したい。また、答申の準備があるので、暫時休憩をとり、準備が整い次第、再開し答申したい。それでは、議題の審議に入る。野田市健康づくり推進計画21(第3次)の策定について、事務局から説明をお願いする。

中代センター長

(野田市健康づくり推進計画21(第3次)の策定について説明する。)

金本会長 ただ今の説明に対する質疑に入る。質問や意見があれば、お願いしたい。

金本会長 質問や意見がないことから、野田市健康づくり推進計画21(第3次)の策定については了承し、原案のとおり答申することによろしいか。

(異議無しの声有り)

金本会長 異議なしとし、野田市健康づくり推進計画21(第3次)の策定について、本審議会より野田市に答申を行う。答申書の文面は一任いただきたいがよろしいか。

(異議無しの声有り)

金本会長 それでは暫時休憩とし、準備が出来次第、再開する。

(暫時休憩)

金本会長 会議を再開する。野田市健康づくり推進計画21(第3次)の策定について答申する。

(会長から市長へ答申する。)

金本会長 委員に答申書の写しを配付する。答申書は、「宛名を市長とした表紙」

と「野田市健康づくり推進計画 2 1（第 3 次）（答申）」になる。計画書の表紙のタイトル最後の答申案の「案」の字を消していただきたい。市長より一言賜りたい。

（市長挨拶）

金本会長 市長は公務の都合により退席される。

（市長退席）

金本会長 事務局より何かあるか。

中代センター長 総務課より、委員名簿を市のホームページに掲載することについて改めて御判断をいただきたいとの依頼があったので、委員名簿のホームページ掲載について御審議いただきたい。

金本会長 委員名簿のホームページ掲載についてお諮りする。この案件については、総務課から説明の申出があった。説明をお願いしたい。

寺門総務課長補佐

（委員名簿の市ホームページの掲載について説明する。）

金本会長 今までの名簿は A 案で、新たに B 案が提示された。これは委員の意見で決定して構わないということである。質問や意見がないようであれば、ホームページに公開する委員名簿をどちらの形式にするか、多数決によって決定したいので、挙手をお願いしたい。

現在の委員名簿の形式である A 案に賛成の方は挙手をお願いしたい。

選出理由が分かる項目を加えた委員名簿である B 案に賛成の方は挙手をお願いしたい。

多数決の結果、当審議会として、B 案の選出理由が分かる項目を加えた委員名簿の形式で公表とする。以上で、委員名簿に関する件は終了する。

中代センター長 今後のスケジュールについて、野田市健康づくり推進計画 2 1（第 3 次）の計画書の印刷製本を 3 月までに行い、各委員に速やかに配付できるようにする。また、野田市食育推進計画の計画期間が平成 3 1 年度までであることから、来年度に計画の見直しを行いたい。次回の審議会の日程について、決まり次第、連絡する。

金本会長 委員から何かあればお願いしたい。

清岡委員 受動喫煙の対応について、御要望として承るという回答だったが、要望として承るには幅が広すぎて右から左へ抜けるのか、しばらく時を待ってから考えるのか、今から積極的に検討していただけるのかが、すごく分かりづらい。これ以上のコメントを聞くのは不可能なのか。

中代センター長 受動喫煙の関係だが、平成31年1月から施行された健康増進法の一部改正により、行政機関や学校については7月1日から施行、それ以外については来年の4月に施行ということで、今現在、行政機関では建物内では吸うことができない。表現としては敷地内禁煙ということになっているが、敷地内でも受動喫煙のおそれがない所では設置可能である。新たに設置数を増やすことはもちろん考えておらず、望まない受動喫煙を防いでいかななくてはならない。今後施設の管理者と今の喫煙場所を増やさない中で、どのように受動喫煙を防止していくかを取り組んでいきたい。前回、委員から提案のあった条例の制定については考えていない。

金本会長 もう一步進めてほしい。周りの市町村を見ても、地域で吸ってはいけなし、この地域では駄目だという所が多くなっている。野田市でもどんどん進めていってもらいたい。吸いながら歩いているとちょうど子供の顔に当たってしまうこともあるわけで、とても怖いことである。子供たちを守らなければならないことを考えると、その地域では吸わない、路上でも吸わないというような方策を是非採っていただきたい。

中代センター長 路上喫煙についてはポイ捨て条例があり、環境面が主な条例の目的であるが、公共の施設では管理者が設置した所以外では吸ってはいけないことになっている。

金本会長 どんどん啓蒙していきましょう。

清岡委員 せっかくウォーキングを勧めるという案を立てても、ウォーキングをしている隣で喫煙されることもあるので、やっぱり環境を整備することはとても大事なことで、国の健康日本21でも個々の目標や環境整備をしましょうと強く謳われているはずで、たばこのことだけでなくサイクリング道路を整備するだとか環境をもっと大きな目で物事を進めていただきたい。

金本会長 条例ではなくても、小さな組織から吸わないように皆で啓蒙していっ

て、それが集まっていけば自然と野田市では吸わなくなるというような形にまで持っていけたらと思う。それぞれの委員を代表されているので、その組織でやっぱりそういう話を進めていただければより良い形になると思う。

以上で第2回野田市保健医療問題審議会を終了する。